

令和4年6月17日(金)

開会（9：54）

○小野徳重委員長

開会宣言。出席委員が定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された案件は、条例の廃止1件、条例の一部を改正する条例2件、財産の無償貸付1件、市道路線の認定1件の計5件である。

議案の審査に入る前に、市道路線の現地調査のため一旦休憩。

休憩前に引き続き会議を再開。議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつ願いたい。

○高橋副市長

現地調査おつかれさまでした。ありがとうございます。車窓からは先週まで金色にたなびいていた麦が刈り取られているところが見受けられた。胎内市では今年収穫の麦が24ヘクタールありました。昨年に比べると3割ほど増収ではないかと農協から話のあった所だが胎内市で作っている麦は六条大麦という麦である。これは麦茶や家畜の飼料に使われる主にそういう用途だが、近年小麦と混ぜて麺などにも使っている。これからいろいろな農作物が収穫を迎えるがぜひぜひ豊作であってほしいと考えている。本日は当委員会に付託された案件が5件ということで審議願いたい。

議第38号 胎内市米粉処理加工施設条例を廃止する条例

○榎本農林水産課長説明

これまで新潟製粉株式会社に委託し、建物の管理、施設運営を行ってきたが、20年以上経過し、近年では、原材料の調達から製造販売も含めて会社経営も安定していることから、市としての役割は一定程度終えたものと考えている。委託方式を辞めて、会社の自主自立の経営へとシフトすることで独自の創意工夫による柔軟な対応が可能となり販売機会を逃がすことなく生産販売の拡大が図られる体制を構築できると判断し、本条例を廃止するもの。当該施設は、当初無償譲渡で協議を進めてきたが、財産の取得に伴い法人税等が約2千万円と高額になり負担が大きすぎるということで協議の結果、3年間の無償貸付けを行い、その後は無償譲渡することを前提に協議を進めることとしている。今後施設の管理に要する経費はすべて新潟製粉の負担となるが市としては条例廃止後においても引き続き米粉用米の作

付け推進、米粉の利用推進について関係課で取組んでいきたいと考えている。なお、附則の施行期日については、7月1日として昨年から国と長期利用財産処分について協議を進めてきたが、今定例会前に承認を通知できるか確約することができないこともあり、「2月を超えない範囲」で規則で定めるとしたものであるが、今月中に通知があれば7月1日として考えている。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第39号 胎内市交流促進施設条例の一部を改正する条例

○南波商工観光課長説明

およそ2年前から試験的に運用を開始したロイヤル胎内パークホテル敷地内でのキャンプについて、一定のニーズがあると判断したことから、正式に使用料を定めるもの。グランピング施設については、2人以上での利用についてホテルの客室に係る宿泊使用料と同額の1人16,760円と設定。使用料を支払ってもらうことによりグランピング施設の利用、ホテル内の温泉、トイレを利用することができる。実際には施設利用料のみの受付は行ってなく夕食と朝食付きで1人税込27,500円のプランとして現在販売している。テントサイトについては、使用料を支払ってもらうことによりホテル正面の芝生広場内でテントを設営できるほかホテル内の温泉、トイレを利用できる。また、料金についてはこの春から1人2,500円をもらっていて、今のところ料金改定の予定はありませんが様々予期せぬ状況もあろうかと思わず少し余裕を持たせ3,000円で設定している。入湯料はこれまで宿泊使用料と定めていたが宿泊客の温泉利用については宿泊代金とは別に利用料をいただいている。一方宿泊を伴わない温泉の利用、日帰り温泉ということで現在の料金ももらっている実態に即し、入湯料を宿泊使用料の部から宿舎使用料に移すものである。

質疑

○八幡元弘委員

ニーズがあるというのは今までどのくらい使用されたのか。

○南波商工観光課長

これまでの実績は、キャンプが令和2年度大人と子ども合わせて846人、342件の利用があった。昨年度は、1,330人、461件。昨年度は1日5組限定で受付を行っていたが週末は数か月先まで予約が入っている状況であった。真冬でも雪中キャンプということで1月、2月でも実績がある。今年の1月は92人、2月で79人、3月で64人そのような季節も含め一年を通してニーズがあるものと捉えている。グランピングが令和2年度15件、32人。昨年度が26件、62人の利用があった。これまで9月から11月ということで期間限定でやっていたが今後は期間ももう少し延ばしてやっていきたい。

○八幡元弘委員

入湯料を宿泊から宿舎使用料に変えて実際使う人は何も変わらないのか。現状に合わせて変更しただけと捉えていいのか。

○南波商工観光課長

そのとおりです。

○渡辺宏行委員

テントサイト1人3,000円の使用料の相場はニーズもあるが将来この料金でやっていけるのか。個人的には高い感じがするがどの辺を参考に設定したのか。

○南波商工観光課長

この近辺には村上市の南大平、大石、紫雲寺などにキャンプ場があるが、最近オートキャンプ場が多い。一般的なキャンプ場に比べると温泉に入られる、トイレもホテル内を使用できる。ほかの施設と比べてという設定ではないが、南大平がトイレが使えて宿泊で1,000円、大石のオートキャンプ場が車を止めてシャワーが使えて宿泊で3,000円である。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 41 号 胎内市新型コロナウイルス感染症対策融資利子補給事業基金条例の一部を改正する条例

○南波商工観光課長説明

国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、令和 2 年度から行っている新型コロナウイルス感染症対策融資利子補給事業について、利子補給の対象となる制度融資の取扱期間が延長したこと等に伴い今年度分の借入れも同事業の対象とし、利子補給金を交付する期間を延長するために基金の廃止期日を先に延ばすべく本条例の附則において定める条例の失効日を 1 年後に延期するもの。今年の借入れ分も利子補給できるようにするためのもの。それにより本年の 3 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間の借入れがこの事業の対象とさせていただき令和 10 年 3 月末までの返済に対して利子補給をすることとなる。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 43 号 財産の無償貸付について

○榎本農林水産課長説明

先ほどの【議第 38 号】で説明した、胎内市米粉処理加工施設に係る財産の無償貸付である。貸付する財産は、土地は、近江新 319 番地の雑種地で面積 6,146 m²。建物は、平成 10 年建設の鉄骨平屋一部木造建 1 棟。これは工場と事務所で面積は 653.49 m²。もう一つ平成 19 年建設の鉄骨平屋建 1 棟。これは倉庫になる。面積は 199.88 m²。貸付の相手方は新潟製

粉株式会社に貸付期間は条例を廃止した日から3年間である。免除する貸付料の年額は、土地建物合わせて1,851,960円となる。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第44号 胎内市道路線の認定について

○池田地域整備課長説明

先ほど現地を見ていただいたが32ページが柴橋三枚橋2号線、33ページが3号線となっており最初に3号線を見てその後に2号線を見た状況。これは民間事業者により宅地造成された箇所において、都市計画法の規定により胎内市に帰属された道路について市道の認定基準を満たすものであり道路法に基づき認定についてお諮りするものである。次に見た中村浜幹線については、34ページになる。中村浜集落内を大型車が頻繁に通行することを解消するため整備するもので全長が439.33mとなっている。事業の経過は令和2年度に現地測量と詳細設計を行い令和3年度に用地測量を行っている。今後の予定は、今回の市道認定の議決後、今年度中に用地買収を行い令和5年度、6年度で工事を行う予定。なお、柴橋三枚橋線のように民間事業者が宅地造成に伴い寄贈された場合は当然道路ができてから市道認定を議会に諮るが、中村浜のように市が自ら道路を作る場合は、市道認定を議会に諮るタイミングがこれまで道路ができてから行った時と今回のようにこれから道路を作ろうとするときに行った時と統一されていなかったが、道路法によると用地買収の前に市道認定を行うことが適切であるとなっているので今後は、今回のように用地買収前に行うことで統一していくこととしたい。

質疑

○薄田智委員

中村浜の市道認定の件で総事業費はどのくらいか。

○池田地域整備課長

見込みであるが、総事業費1億3千万円である。辺地債を利用して行う予定。

○薄田智委員

辺地債はおよそ8割補助と考えていいか。

○池田地域整備課長

交付税算定8割を見込んでいる。

○八幡元弘委員

用地買収で元々市の土地もあると思うが、実際の買収割合は。何人くらいいるのか。

○池田地域整備課長

市が持っている土地と民間の方の割合は出していないが、用地買収の面積は全部で3,900㎡で用地関係者は約20人である。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

以上でまちづくり常任委員会を閉会する。

閉会（11：31）